第28回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月6日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 7 階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名

1番 保 坂 正 雄 3番 切 替 三 夫 4番 奥 野 元 好 5番 地 引 正 和 注連野 千佳代 7番 有 原 敏 夫 6番 豊 8番 若 林 9番 渡 邉 美代子 10番 露 﨑 春 雄 11番 山口武夫 12番 中 川 喜一郎 13番 小 泉 勝 彦 14番 山口 勝久 15番 関 根 芳 夫 16番 石 塚 康 夫

- 5 欠席委員 1名
 - 2番 石 渡 正 明
- 6 農林振興課職員 1名
 - 三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

◎開 会

平成30年8月6日午後3時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) それでは、皆様、本日は大変お疲れさまでございます。 初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 皆さん、こんにちは。暑い中大変ご苦労さまでございます。先月の7月5日、この次の日に西日本の大きな豪雨ということで220人の死者が出て、いまだ11人の行方不明者ということでございますけれども、皆さんのお手元に事務局から義援金募集の案内が配られておりますが、協力していく予定ですので、ご了解願いたいと思います。

それと、あさって8日の意見交換会の件でございますけれども、先ほど私と中川代理と事務局で相談いたしまして、8日の日は台風が直撃だというようなことでございますので、日程は全てキャンセルということでございます。皆さんのお手元にお配りした利用状況調査は27日からという日にちは決まっております。できれば20日の週の早いうちに説明を行うということですので、追って皆さんのほうに日程を報告いたします。よろしくお願いしたいと思います。

また、ことしは35度以上の日が続くということで、皆さんもきょうここへ出席していただいたということは非常に感謝にたえないわけですけれども、もちろん体を壊さないようにこの夏を乗り切っていただければ幸いだと思います。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長(伊藤恵一君) ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。では、会長よろしくお願いします。

○議長(地引正和君) ただいまより第28回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長(地引正和君) 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。 13番、小泉勝彦委員、14番、山口勝久委員を指名します。よろしくどうぞお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(地引正和君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

まず、議案の1ページをごらんください。本件は、7月20日付で申請書の提出がありました。申請 内容は、福王台在住の個人が、酪農の新規就農に伴い、飯富在住の個人から売買により農地の所有権 を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり、体調面などから近い将来、牧場経営が難 しくなるおそれがあったことから、牧場を承継してくれる方を探しており、経営承継者があらわれた ことから、農地の売買の申し出をしたとのことです。

譲り受け人は、今まで〇〇〇〇〇〇で獣医をしており、袖ケ浦市内の牧場を担当していたこともあり、みずからが牧場を承継するという考えに至ったため新規就農し、牧場を第三者承継することから売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字九日田及び下新田字中林・御園崎です。現地を確認したところ、飯富の現地は、子牛の育成と放牧地として利用されており、下新田の畑は、草刈りと牛ふん堆肥をすき込んで保全管理されておりました。

総会資料8ページから15ページに農業経営実施計画書を添付しております。この計画につきましては、君津農業事務所の改良普及課の普及員にて指導を受けながら作成したものになっています。

本件は、新規就農であることから運営委員会案件であり、運営委員会において、就農意欲、営農能力、収支計画等について審査していただいております。

なお、住所地及び申請地の農業委員は、地引委員及び山口武夫委員となっております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農者であり、 経営農地はありません。

農機具等については、現在の牧場所有者からトラクター、ユンボ、農用車を購入予定で、今後はショベルローダーも導入する予定とのことです。このことから酪農及び飼料作物等の耕作に必要な機械は、おおむねそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で370日従事する計画となっており、基準の150日以上従事する要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、農地の所有権移転の許可及び中間管理事業による利用配分が得られた場合に、合計で64.32アールとなり、50アール要件を満たします。

地域との調和要件につきましては、地域の活動等に積極的に参加するとともに、においなどの環境面にも配慮していくとのことです。

済みません。先ほど私が言った申請内容で、飯富在住の個人から売買により所有権を取得する案件ですというふうにお伝えしたのですが、所有者の方は下新田の在住の個人でしたので、下新田在住の個人に訂正をさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(地引正和君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に

運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(有原敏夫君) 7番、有原です。それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。

議案第1号の整理番号1につきましては、個人による酪農の新規就農に関する案件です。権利の種類は、酪農の新規就農による農地の所有権でございます。

7月31日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等の確認と審議を行いました。現地調査については、午後1時50分頃、運営委員及び担当地区委員と事務局において、譲り受け人の立ち会いのもと、申請地である農地を確認しました。現地は、子牛の育成と放牧地に利用されていました。下新田の畑については、草刈りされた保全管理地及び牛ふん堆肥をすき込んで飼料作物を作付する準備をしている状況でした。

その後、午後3時15分から市役所の7階会議室において運営委員会を開き、今回の譲り受け人は、 農地法第3条により農地を売買により取得し、酪農の新規就農がしたいとのことでしたので、営農意 欲、営農能力、収支計画等に留意し、審議をしました。

運営委員会では、事務局から申請概要の説明を受け、譲り受け人から就農に対する考えを伺った後、 運営委員等からの質疑にお答えをいただきました。

委員等からの主な質問に対する回答については、まず今まで○○○に勤めていたのに、何があって 酪農の就農をしたいと思ったのかとの質問に対し、申請人からは、畜産業はこれから減っていくこと が目に見えてわかっていた。やりたい気持ちが大きかった。酪農が好きで魅力しかなかったとの回答 がありました。

また、農業経営実施計画書の中の資金計画は借入金の金額で立てられているが、自己資金はないのかとの質問に対して、酪農の場合は初期投資が大きいので、自己資金は少額になるので入れず借入金のみで計画をつくりましたとの回答がありました。

運営委員会による採決の結果でございますが、営農意欲もあると認められ、近隣住民に環境面で迷惑をかけないように注意して酪農するように依頼した上で、議案第1号の整理番号1につきましては、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

私からの報告は以上です。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2ないし議案第1号の3について議題といたしますが、委員の親族にかかわる 案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで 関係委員の退席を求めます。

14番、山口勝久委員。

〔14番 山口勝久委員退席〕

○議長(地引正和君) 議案第1号の2ないし議案第1号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2ないし3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成30年7月20日付で申請書の提出がありました。申請内容は、下宮田在住の個人が、同じく下宮田在住の個人及び下宮田と市外在住の共有者から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、農地を相続で取得しましたが、農業者ではないため耕作ができないことから、売買の申し出をしたとのことです。

譲り受け人は、今まで譲り渡し人から対象農地の耕作を依頼されており、自作地も近くにあること から売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料16ページから17ページの位置図をごらんください。場所は、上宮田字長田及び下宮田字長田・下ヒカリ・日渡です。現地を確認したところ、現地は田で、全て耕作されておりました。

総会資料18ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに耕運機、田植機にコンバイン、もみすり乾燥機等を所有しています。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が268アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、上宮田・下宮田地区で耕作をしているため、今後も地域の基準 に従って耕作していくとのことです。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、担当委員は山口勝久委員であるため、代理として7番、 有原敏夫委員から説明をお願いいたします。
- ○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。それでは、山口勝久委員の報告書を代読させていただきます。本件に関し、7月29日10時に譲り受け人の○○氏と会い、農家要件等に関しての話を聞き、事務局の説明のとおり支障ないことを確認しました。引き続き、現地の確認を行いましたが、申請のあった農地は、以前から○○氏が譲り渡し人の○○氏に委託され耕作していたもので、ことしも穂の出た稲が確認でき、きれいに管理されていました。また、譲り渡し人については、○○○さんを筆頭とした3姉妹で、それぞれ非農家で、今後農地を継ぐ意思もないので、今回これまで耕作を委託してきた○○○さんに相談したところ、譲り受けてくれるということでお願いしました。

以上のとおり、今回の申請については支障ないものと思われます。皆様のご審議をお願いいたしま す。以上です。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより議案第1号の2ないし議案第1号の3について採決をいたします。 採決につきましては、1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成者全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

[14番 山口勝久委員着席]

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- ○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 石井君。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地を太陽光発電施 設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年7月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅から南側に約1.6キロメートル、中川小学校からは南東側約2キロメートルに位置し、住宅、山林、河川等により分断される農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料20ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で252枚設置します。

排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については、浸透により処理する計画となっております。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

なお、資金については、自己資金で賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。それでは、この件についてご報告いたします。

7月30日午後3時半、百目木公民館に代理人と山口勝久委員、私の3人で待ち合わせて現地の確認をいたしました。譲り渡し人は、仕事中に〇〇〇に遭い〇〇〇を余儀なくされておりますが、当日は立ち会えるとのことでしたが、介添えの方に急用ができたため立ち会うことができませんでした。申請地の畑は2段になっており、草が膝下ぐらいの高さで一面生えていましたが、まだ野菜の畝が残っていたので尋ねてみると、近所の農家が菜花を生産していたが、契約が切れたので、この事業を行うことにしたということです。また、周辺は住宅と竹林等に囲まれていて、他の農地とはつながってい

ませんでした。工事は2段の畑を平らにしてパネルを設置するそうで、外部からの土の搬入はないそうです。周囲の住民にはまだ話をしていないということで、直ちに話をして理解を求めるということでした。

以上、ご報告いたします。皆様の審議よろしくお願いします。

- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、山口勝久委員から 補足説明があればお願いいたします。
- ○14番(山口勝久君) 14番、山口です。大きなものは今有原委員のおっしゃったとおりで、私からも その近くに1軒うちがあったので、その人への説明がまだということだったので、そういうトラブル を避けるためにしっかりやってくださいねということで、私からも申し入れをしました。 以上です。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。もしわかればで結構です。○○○ということでありますけれ ども、太陽光発電の発電施設の維持管理、例えば下草だとか、そういったものは業者に委託するとか、 そういう方向で検討されているのか。
- ○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。今のお話ですけれども、太陽光の下の管理ですとか、そ ういったものについては、今回業者のほうが受注をして管理していくというようなお話を伺っており ますので、地主さんはそういう形でありますから、業者のほうが行っていくということで聞いており ます。

以上です。

○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

- ◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 次に、議案第3号について議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の3については、 関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。議案第3号の整理番号1から3についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内及び市外在住の所有者3名から申請地の農地3筆を買い取り、戸建て住宅10棟を建築し、建て売り分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、建て売り分譲住宅用地全体の区域としましては、農地以外の道路等117.06平方メートルを含め2,835.48平方メートルでございます。

本件については、平成30年7月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料22ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅からは北東側約1キロ、奈良輪小学校からは南東側約110メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10~クタール未満であることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料23ページのとおりであり、木造2階建て10棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

造成計画については、区域内を切り盛りした上で整地する計画となっており、外部からの土砂の搬入はありません。

総会資料24ページから28ページまでに建物の平面図等を添付しております。

総会資料29ページの給排水計画平面図をごらんください。排水関連については、汚水、雑排水は、新設道路内に公共下水道管を埋設し、各宅地内より放流し、新設道路内の側溝へ排水します。

雨水については、各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフローした雨水は、 汚水、雑排水と同様に新設道路内の側溝へ排水する計画となっています。

所要資金については、自己資金及び関連会社からの借入金にて賄う計画となっております。 総会資料30ページ及び31ページに現地の写真を添付しております。

なお、現地の一部については、残土が搬入されている部分がありますが、これについては理由書が 提出されております。

また、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議 の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ○議長(地引正和君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に 運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(有原敏夫君) 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。 議案第3号の整理番号1ないし整理番号3についてですが、市外の法人が市内及び市外在住の所有 者3名から農地3筆、2,736平方メートルを売買により所有権移転し、建て売り分譲住宅用地に転用 したいとする案件でございます。

7月31日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況確認をするとともに審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地確認は、午後2時45分から実施しました。現地では、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき、申請農地の確認をするとともに、事業説明をいただき質疑応答を行いました。主な質疑内容ですが、申請地に存在する残土に関する質問があり、現在この所有者である譲り渡し人が申請地を取得した際、既に残土は積まれている状態であったとの説明がありました。また、この残土について造成工事の際に問題とならないのかという質問があり、土質を検査し問題ないことを確認した上で区域内の土砂を切り盛りし整地して工事を行うとの説明を受けました。

審査会は、午後3時50分から市役所7階会議室において、譲り受け人、譲り渡し人及び代理人に出席いただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、代理人から事業説明を受け、続いて委員から質問があり説明をいただきましたので、その主な内容について報告いたします。

代理人からは、申請地が袖ケ浦駅からも近く、駅前にショッピングモールが予定されていることから、住宅需要が見込まれるとの説明を受けました。また、安全対策として、工事中は必要に応じて仮囲いを設置するとともに、区域の外周をコンクリートブロック等にて土どめすることにより、地区外への土砂の流出を抑制するとの説明を受けました。

質疑では、排水についての質問があり、申請地については、市街化調整区域であるが、公共下水道は敷設されており、排水も容量的に問題はないことから公共下水道に接続する計画になっているとのことでした。

また、完成時期に関して質問があり、計画では9月ごろから工事に着手し、年内から年明けごろに 造成工事が完了、来年4月以降に建築完了となる見込みであるとの説明がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員にて許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の3について、賛成の方は挙手を願います。 「歴史者※王〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4についてを議題といたします。

議案第3号の4について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。 議案4ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が、市内在住の所有者から農地1筆 を賃貸借し駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおり です。

なお、本件については、平成30年7月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料32ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約4キロメートル、 平岡小学校幽谷分校からは南側約2.5キロに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生 産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

申請の内容ですが、譲り受け人は、申請地の近隣で施設を運営しておりますが、施設内の駐車スペースが21台のみで、常時三十数名の職員が勤務していることや、公用車、来客者用駐車スペースを確保する必要があることから、職員用の駐車スペースが不足する状況にあり、今回の駐車場整備を計画したものでございます。

土地利用については、総会資料33ページのとおりでございまして、26台分の駐車場整備の計画となっております。国道からの出入りについては、直接申請地に進入するのではなく、隣接地で同じく譲り受け人が運営する施設を通り行う計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料34ページに現地の写真を添付しております。

なお、資金については、自己資金により賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を

求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番(関根芳夫君) 15番、関根です。この案件は、前回地元で火事があったというお話しして、やっと皆さんのご協力いただきまして承認をいただいた件の続きというか、○○○という同じ施設ですけれども、まだ建物と建物の間の通路に車を、先ほど事務局説明があったとおり駐車をしていることで、何かあった場合には非常に困るということで、再三、34ページの写真の上の段の奥に荒れているところがあるけれども、農地でないからここを借りようと思って、なかなか貸してくれないということで、この手前の白線、こちら側に○○○さんは、○○○ということで、このグラウンドきれいにしてありまして、管理はしてあるのだけれども、前回同様、福祉施設の駐車場のことでございますので、深いご理解とご協力をいただきます。

なお、当日は○○○代理人と○○○の職員と切替委員さんと私と4人で、7月31日10時から現地を 見ましていろいろ聞きました。ということで、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、同行した3番、切替三夫委員から補足説明があればお願いします。
- ○3番(切替三夫君) 3番、切替です。特に補足はありません。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号の4について、賛成の方挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の5について議題といたしますが、議案第3号の5ないし議案第3号の6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局、石井です。議案第3号の整理番号5及び6についてご説明いたしま

す。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者2名から農地2筆を買い取り、鶏舎用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。 なお、本件については、平成30年7月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料35ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約3.5キロ、平岡小学校幽谷分校からは南側約2.5キロに位置し、農業振興地域内の農用地となっております。農用地については用途区分が定められており、申請地は畑となっておりましたが、市の農林振興課において、平成30年5月31日付で用途区分が農業用施設用地に変更されております。

申請の内容ですが、譲り受け人は養鶏業を営んでおりますが、今まで土地を借りて鶏舎用地として使用してきましたが、地主から返却の申し出があったことから、事業地から近く維持管理が容易な申請地を新たに買い受け、鶏舎用地として計画したものでございます。

土地利用については、総会資料36ページのとおりでございまして、鶏舎ゲージを設置する計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水やふんは、清掃作業により収集し、処理した上で 肥料として提供する計画となっております。

総会資料37ページに現地の写真を添付しております。

なお、資金については、自己資金により賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

15番、関根芳夫委員。

- ○15番(関根芳夫君) 15番、関根です。8月3日、暑いからということで午後5時からということでやったのですが、やっぱり暑かったですね。それで、事務所の○○○代理人と申請人の○○○さん、それから切替委員さんと私と4人で、この37ページの現場、大分荒れていまして、酪農屋さんが返したということで、そのままだということで大分荒れていました。農地でなくて鶏舎を建てるというようなことですので、別に問題はないかなと思いました。鶏舎という、これ育雛舎といって、中ビナから大ビナ、いわゆる卵を産む一歩手前まで育てて、採卵、鶏舎のほうへ持っていくというようなことで、中ビナの育雛舎ということにしておりました。周りには余り民家はなく、においがないとさっき事務局おっしゃいました。そんなような影響も余りないような場所でございまして、約2反ということで、静かな環境、鶏にとってはいいかなというような、そんな感じを受けましたということです。よろしくお願いします。
- ○議長(地引正和君) 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から 補足説明があれば。

- ○3番(切替三夫君) 切替です。関根委員の言うとおりで、もう補足することはありません。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[賛成者举手]

「「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決いたします。

議案第3号の5ないし議案第3号の6について、賛成の方は挙手を願います。

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5ないし議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の7についてを議題といたします。

議案第3号の7について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局(石井和樹君) 事務局の石井です。議案第3号の整理番号7についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、農業用施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年7月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料38ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の北側約2.3キロ、平岡小学校からは北西側約500メートルに位置し、農業振興地域内の農用地となっております。

農用地については、用途区分が定められており、申請地は畑となっておりましたが、市の農林振興課において、平成30年5月31日付で用途区分が農業用施設用地に変更されております。

申請の内容ですが、譲り受け人は、主に大根と大豆栽培を行っております。今までは土地を借りて ビニールハウスによる作業場と農機具の格納庫を利用してきましたが、地主から返却の申し出があっ たことから、耕作地から近く維持管理が容易な申請地を新たに買い受け、農業用施設用地として計画 したものでございます。

土地利用については、総会資料39ページのとおりでございまして、農作業用ビニールハウス、農機具等格納庫及び倉庫等を設置する計画となっております。

総会資料40ページに農機具等格納庫及び倉庫の平面図等を添付しております。

排水関連については、格納庫部分等については、雨水浸透ますを設置し、抑制した上で自然浸透させる計画となっております。

総会資料41ページに現地の写真を添付しております。

なお、資金については、金融機関からの借り入れにより賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

3番、切替三夫委員。

- ○3番(切替三夫君) 7月21日に申請人と会いまして、その足で現地確認して作業場も確認したのですけれども、現地はもともと大工さんの作業場にしていたところなので、農地なのだけれども、農地ではない状態だったのですね。ずっと前から農地ではなかったのですけれども、そこを大工さんが亡くなってしまってやめたから、そこを買って、今ビニールハウスで作業をしているのです。だから、そこへ移りたいということで、ちょうどいいところではないかなと思いまして問題ないと思いますので、よろしくご審議願います。
- ○議長(地引正和君) それでは、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した10番、露﨑春雄委員から補足説明があればお願いいたします。
- ○10番(露﨑春雄君) 露﨑です。切替委員の説明のとおりですけれども、入り口が、例えば姉ケ崎のほうに向いた感じで入るとUターンするような感じで、入り口ここ入るに、ちょっと入りずらいかなと思います。それだけです。お願いします。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の7について、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の7について許可相当と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長(地引正和君) 休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

◎議案第4号 平成30年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次、議案第4号 平成30年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。 高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第4号の平成30年度第5次農用地利用集積計画書(案) についてご説明いたします。

この平成30年度第5次農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の7ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が2件で、そのうち通常の利用権設定が1件、農地中間管理事業による利用権設定が1件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で33.61アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから6ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。どうぞ。
- ○11番(山口武夫君) 11番、山口ですけれども、飯富の地番が○○○番地、ここ面積が○○○、借地 費が2万3,000円、随分高いのではないか。
- ○農林振興課主査(三沢徹君) 農林振興課の三沢と申しますが、農地の配分計画のほうを担当している者なのですけれども、一応こちらの土地の所有者の方とこの借り受けを予定している、新規で酪農を始められる方の間でお話し合いによって決められた金額ですので、ちょっと詳細については是非をこちらが言える立場にはないのですけれども、一応了承の上、決められた金額ということでご了承いただければ。
- ○議長(地引正和君) いいですか。
- ○11番(山口武夫君) はい。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第4号について、替成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

- ◎議案第5号 平成30年度第5次農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第5号 平成30年度第5次農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課、農用地利用配分計画の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査(三沢徹君) 改めまして農林振興課の三沢と申します。それでは、議案第5号 平成30年度第5次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は、個別案件の配分計画(案)が1件となっております。

まず、1ページをごらんください。農地の借り受け者は、市内の個人となっております。借り受ける農地は、飯富地先1筆となっています。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)整理番号30-7-2に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である市内の個人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、2ページ、3ページのとおりとなっております。4ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○15番(関根芳夫君) 15番、関根です。この申請人の名前だけでも教えてください。

- ○農林振興課主査(三沢徹君) ○○○さん。
- ○15番(関根芳夫君) ○○○さん。ありがとうございます。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年6月1日から6月30日までで3件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案の7ページから10ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年6月1日から6月30日までで16件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案11ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。 なお、専決処理期間は、平成30年6月1日から6月30日までで1件でございます。 報告は以上でございます。

○議長(地引正和君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(地引正和君) 事務局から何かありますか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(地引正和君) 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして第28回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでございました。

午後4時10分 閉会